

Q&A 共働きの場合、子どもは夫婦どちらの被扶養者になるの？

Q 妻が出産し、子どもを私の被扶養者にしたのですが、共働きの場合、夫婦どちらの被扶養者になるのでしょうか？
 なお、妻は育児休業をとる予定ですが、勤めているため私の被扶養者ではありません。

A 出生した子どもなどに対しては、夫婦それぞれに扶養する義務が生じるものと考えます。これを「夫婦共同扶養」といいます。
 この原則に基づき、共働きの場合

- ① 共働きの場合は、男女の区別なく夫婦双方の年間収入を確認し、認定対象者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入が多いほうの被扶養者とすることを原則とします。
- ② 夫婦双方の年間収入が同程度（1割以内）である場合は、組合員の収入により主として生計を維持する旨の申し立てを必要とします。
- ③ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦双方またはいずれ

れか一方が共済組合員で、当該被扶養者について扶養手当（またはこれに相当する手当）の支給を受けている場合は、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないことになっていきます。
 このため、組合員以外に扶養手当の支給が行われている場合には、被扶養者認定されません。
 ※育児休業の許可を受けている場合は、当該許可を受けていないものとして取り扱いますので、育児休業を受けていないときの年間収入で判断します。

の被扶養者認定については、次の事項を参考にして、その家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して判断します。

被扶養者認定申請の方法



「被扶養者申告書」と「被扶養者に関する申立書」（それぞれ共済組合ホームページからダウンロードできます）に夫婦双方の前年の源泉徴収票（写し）を添付して、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

